

徳島県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

206		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西黒田中村								
同	徳島市国府町芝原字中庄 一九番九地先から 同 八〇番七地先まで	旧	七・五〇一七・四	新	一〇・〇〇二二・四	四五〇・〇		